

習志野市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について

1. 習志野市個人情報保護条例の一部改正について

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関個人情報保護法」という。))が改正され、平成29年5月30日から施行されました。

この改正により、行政機関個人情報保護法においては、①個人情報の定義の明確化のための「個人識別符号」の導入、②「要配慮個人情報」の取扱いについての規定整備、③「非識別加工情報」の作成・提供に係る規定の整備が行われております。そして、地方公共団体においては、この法改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適正な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むこととされました。

このことの対応として本市では、習志野市個人情報保護条例(以下「条例」という。))の改正を次のとおり予定しています。また、この条例改正に合わせ、個人情報保護制度の運用上、必要と考えられる改正を行う予定です。

2. 改正を行う項目

(1)行政機関個人情報保護法改正への対応として条例改正を行う項目

個人情報の定義の明確化(①個人識別符号の導入)

※「②要配慮個人情報」の取扱いについての規定整備と「③非識別加工情報」の仕組の導入については、国による検討を踏まえ、今後検討することとします。

(2)制度の運用上、改正が必要と考えられる項目

自己情報開示請求書等の形式的不備についての補正の求めに係る規定と補正のために要した期間を決定期間に算入しない旨の規定を追加

3. 改正を行う項目についての説明と改正方針

(1)行政機関個人情報保護法改正への対応として条例改正を行う項目と改正方針

個人情報の定義の明確化(「個人識別符号」の導入)

行政機関個人情報保護法では、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等を「個人識別符号」とし、個人情報に該当することとされました。

本市では、行政機関個人情報保護法における個人識別符号の定義の規定に準じ、条例上「個人識別符号」の定義を導入します。

なお、行政機関個人情報保護法における個人情報は、「生存する個人」の情報に限られる一方、条例上の個人情報は「生存する個人」に限らず、死者の情報も個人情報に含むこととしています。このため、行政機関個人情報保護法において個人情報となる「個人識別符号」は「生存する個人」の情報に限られる一方、条例上の個人情報となる「個人識別符号」は死

者の情報も含め、条例による保護措置の対象とすることとなります。

(2)制度の運用上、改正が必要と考えられる項目

自己情報開示請求書等の形式的不備についての補正の求めに係る規定と補正のために要した期間を決定期間に算入しない旨の規定を追加

条例に基づき、自己情報開示請求、自己情報訂正請求及び自己情報利用停止請求が行われた際に、その請求書の記載事項に形式的な不備がある場合、実施機関は開示請求者等に対して、相当の期間を定めてその補正を求めることができる旨の規定を追加します。

また、その補正に要した期間を、請求を受けてから決定を行うまでの期間（原則14日以内）に算入しないこととする規定を追加します。

これらの内容は、これまでも制度の運用において同様の取扱いをしていたものですが、この度、行政機関個人情報保護法の規定に準じて条例に定めることで、その取扱いを明確にするものです。

更に、実施機関が補正を求める際には、開示請求者等に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努める旨の規定も合わせて整備します。

参考資料

(1) 現行 習志野市個人情報保護条例

(2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）